総　合　討　論

司会（村上）：それでは始めます。一応４時終了を目標としています。今日は後の，お二方の講演に対する質問時間がありませんでしたので，まず環境庁の植田さんと，江崎さんに対する質問から受けたいと思います。質問の補充を10分くらいで終えたいと思います。どなたでもどうぞ。

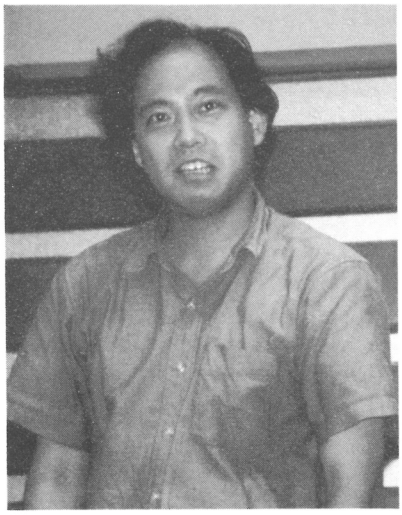
松井：京大の松井です。江崎さんの話なんでが，今みたいなのは各府県の平均値っていうんですか？そういう発想だと地域個体群みたいなっていうのは出てこないかもしれない。実際には近畿の中でこの個体群というものが無いのかもしれないけれども，平均値でやっていくということについて，どのように考えられますか。

江崎：むしろ，重要と考えているのは，ランクの上では県別のランクのほうが重要だと考えています。ただやはり近畿でやったかぎりでは，近畿としての評価を出さなきゃいけないだろうという立場で，平均値を出したというふうにお考えください。

松井：はい，わかりました。

司会：他に質問ありませんか。質問の前にお名前と所属をお願いします。

藤井：兵庫県の人と自然の博物館の藤井です。ランク付けの問題で，地方版の鳥のレッドリストと全国版のレッドリストのランクとは全く対応しない，ぜんぜん別のものなんですね。今までの都道府県版だと，だいたい全国版に対応して，比較することができるように努力していると思うのですが，二つのリストの整合性をどうお考えでしょうか。

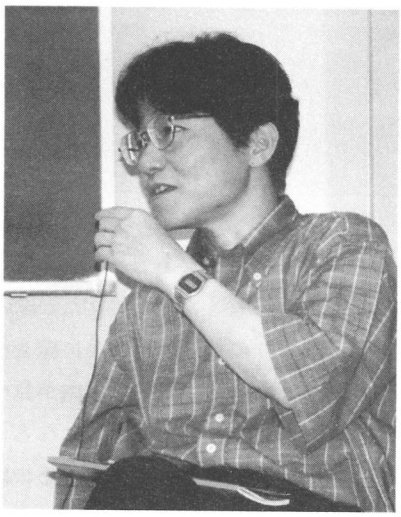


江崎：それに対してはもともと，そのことは考えていなかったという答えが一番適切だと思います。それで，要は国なりの基準はどこかに線を引いている訳です。それに非常に明確な理由が見つけられれば，それに合わせるということになるのですが，少なくとも我々が考えた上では，その線引きというのは，そう一義的に決められるものではないだろうと思います。そうしたら，危ないものを幾つかに分けるということで十分ではないかと考えてあしたんです。

矢原：関係する質問ですが，基準値が違っていても考え方が同じであれば，多少修正をして対応させることができるんですが，大きく違うのは，個体数と減少率をかけずに，点数をつけた上で，足し直してあることです。これは，1，2，3にするのか，実際に個体数を出すのかは順位に影響しないですけれども，足すのと，かけるのとでは順位に影響してくるので，どうして足し直されたのかなぁという気がするのです。個体数がどうやって

将来減っていくかっていうのが基本的に実数だと思いますから，かけ算をすべきじゃなかったかなぁと思います。

江崎：それに対しては正直に答えますと考えておりませんでした。もともとの発想が，主観をもとにそれをいかにデータ化するか，それを重要だと考えて，この調査グループは出発しました。最後の評価の所はこの数ヶ月程の間にとりあえずどうしようかというところで決めておりますが，今後，今のご指摘をもとに考える余地はあるというふうに考えております。



今日の話の中で聞いていただきたいのは，いかに主観をデータ化するか。そのデータをもとに，リストなりランク付けをするというやり方を考えて頂きたいな，ということに主意があります。

村上：環境庁の植田さんへの質問は，どなたかありませんか。なければ，わたしからお聞きしたいのですが，種の保存法で保護のためのアクションプランを作ることになっていますね。あのアクションプランが日本の場合には保護計画にほとんど無くて，ほぼ飼育下での増殖計画だけが先行するということになっています。しかし保護計画について，アクションプランを作ることを公的に義務づけることなどによって指定のしっぱなしを防げるんではないかと思いますがこのことについてはどう思われますか。

植田：アメリカのアクションプランというのも，保護増殖というような内容を含んだ計画ですね。環境庁というか種の保存法での保護増殖事業計画



というのも，実は概念としては保護であり増殖である，という両方の概念が入ったものなんです。一部についてのみアクション計画というものが入っています。ただそれが全部上手く機能しているかの問題，今ご指摘くださったのはたしかにあると思います。それは十分考えていかないといけないし，もっとも数が少ないという意味では，リストを広げるという問題はあると思いますね。

村上：僕は種類が少ないだけでなしに，指定したあとの対応が十分でないと思っているんです。種類が少ないうえにできてないということは，意味がない。それでやはりこの法律は意味がないのではないかということにもなってしまう。それは非常にまずいと思います。せめて指定種を多くするか，指定した種についてはもう少し面倒をみるという姿勢がないと問題にならないと思います。今日はちょっと厳しいこと言いますが。今のように

保護増殖しているということだけではなしに，野外の増殖ということもちゃんと考えて，例えば，保護区を設定すればいいのか，監視をやればいいのか，何をやったら何頭残るかとか計算しますよね。ああいったことを総合的にやるようにして，その中で保護増殖事業計画ではこんなことだという話をしないと，なんか増殖のみが先行して商売になっているというのはナンセンスなんですよ。それは環境庁が指導すべきことだと思うのですよ。

植田：その通りだと思います。たぶん言われているのは科学的な根拠でもって，どういう方法がいいのか，効果的なのかをちゃんとやれということだと思うのですね。それは今まで何十年もの間，理想はあってもなかなか定量的な科学的な根拠をもとに，事業をどうやるかっていうのができてきていないと思います。それですぐ，ここで私はやりますと言って帰ってやれるかっていうと，難しいと思うのは，今じゃあどのくらいのレベルにあるんだっていうその状況の把握をしないと，どれだけ改善されたかっていう目標にもならないし，評価もできないですね。そこは基礎調査等で，かなり進んできてはいますけれども，もう少しかなと思います。もう少しというのは，あきらめているというのではなくて，もう少し条件を整えるということかなと思います。

村上：今の話はきついことになりましたが，活用化ということで，非常に重要な議論になってくると思いますのでので，レッドデータの作ったものをどう活用化するのかというところが，今日の論点のひとつだと思うのです。その辺の所を，今日の話で幾つか関連していますので，ひとつ議論の的にしたいなと思っています。最初は基準の問題について議論に入りたいと思います。

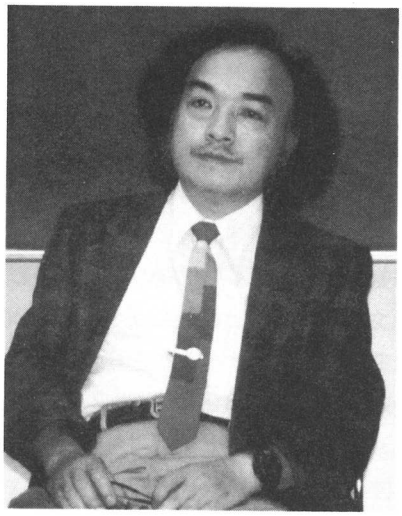
特に地方版レッドデータブックというのは，地方独自に作っている。環境庁とは特に議論していない。したがって，地方版と全国版との整合性という問題もありますし，両方ともいろんな意味での付随した問題が付いています。特に分類的なことでは，地方版では基産種であるかどうかというのを問題にしている。基準については分類群ごとの違いという問題がありますし，そういったことでだいぶ話が混乱しています。その辺のことを議論したほうがいいと思っています。今日は地方版のレッドデータブックの基準について松井さんのほうから報告がありました。まず基準について議論しましょう。

古田：川西市から来ている古田といいますが，レッドデータブックの主旨というのが，今ご発言ありましたように，ここで指定された種が増えていくというのが基本だと思うのですね。その為にはなにかしなければならない。来年から環境庁は省になるということで，それは予算が増えるということでしょうね。それでなければ意味がない訳です。それで予算をどう使うかということについて，先程村上先生からクマタカ保護の問題について，金額がというような話がでましたけれども，まさにそういう過程をたどって，どの種を優先的に増やしていくかという単にリストアップしただけではなく，順位付けも必要であると思います。という



のは，予算に限りがあるからです。それでボランティアの動員もわたしの私見でいえば，ローカルに，この地区はこれを重点的にやったらどうかというのを，各々横のディスカッションによってお互いに決めていったらいいのではないかと思います。この件ではどれを重点的にやりましょうかということをみんなで分担して，予算をつけてもらう。それからボランティアの活動のシステムももっと整備するという形で展開していかないと，全く趣味で終ってしまう。レッドデータブックについて個々の県であいうものを作っていくのは，わたしは反対です。ルーズリーフ式にして全国版を統合的にしたものを作って効率よく，そして監視へも使うというふうな基本的な考え方がないとダメなんです。それをもとにしてもっと横の連絡をとりあって，日本全体で，どういう種を最重点にやっていかないといけないかという議論をやっていく。お金と人の制約があるから，やはり優先順位を付けなければ具体的に進んでいかないと思います。レッドリスト掲載種は希望は全部助けてやろうということですが，実際に物事を進めていくのは優先順位を付けなければなりません。それの議論も合わせてしていただいたらどうかという意見です。

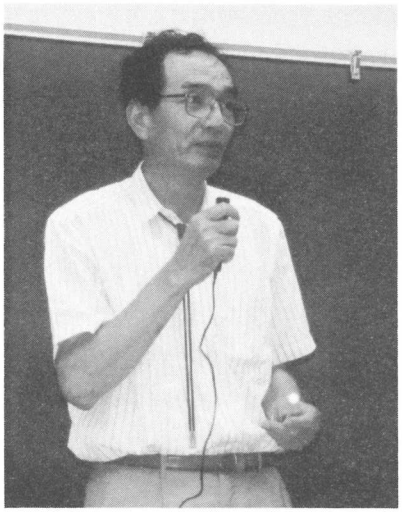
松井：答えになっているというか，議論ですからどんどん言いたいと思うのですが今のお話の中のこれからはレッドデータブックにのる種類が増えていくだろうしそうなるかもしれないが，そうじゃなくて発想としては，もし紙の資源をどうのこうの言うんであれば，そういったものを増やさない方向に行こうというのからまず始めるべきでしょうね。それから順位づけが必要と仰いましたが，あとのほうとの関連がよくわからないんですが，要するに全国規模で何を優先するのかというのを考えるべきだというふうにおっしゃっておられるのか，それとも地元からやっていくのが重要だというふうなお話なのでしょうか。今，ちょっと意見がよくわからなかったんですけれども。



古田：要するに，人と予算の制約があるから，ローカルにものは進めるべきであるけれども，それは個々の地域が勝手にやるのではなく，全体的にふりわけをして，レッドデータブックを有効に使っていく方向を考えていかないといけないのではと思います。

松井：今のお話については，さっき紹介させて頂いたように，国は国でひとつ作って，各県がやっている。もしかしたら市でもやるのかもしれません。そうやっていくつか出てきたものが，全く同じにならないということは，それなりに見方が違っているわけですから，例えば川西市であれば，国のものと兵庫県のものがあり，その中の国のものだけをみるのではなく，兵庫県から出てきたものも同じように考えてみていき，その中で優先度を決めればいいと思います。その場合には国が云々するよりも，地元の方が判断しなければいけないといったビジョンになると思います。

村上：それは良いのですけれども，全体として環境庁が判断して割りふる場合には，全国的な視野で全体についての優先順位，種についての優先順



位を付けなさいという話だったんですね。ただ後のほうの話になりますと，ローカルな場所でどうするかっていうのは，話が違うと思うのですよ。それはやはり国がつけて，あなたはこれを守りなさいと言われても，これはしょうがないわけですよ。僕の意見ですけれども，むしろその地域，地域で，西表島だったらイリオモテヤマネコだし，という形で出てくると思うのですよ。どの種を選択するかというのは，そこの地域住民が選択するべき問題だと思うんです。だからその時に，国で例えば横ならびにしてどれが一番上かってという形のものには反対です。

古田：基準を設定するのではないですよ。

村上：ないですね。

古田：ないですけれども，予算は国が出すだけです。

村上：金は出すれれども，口は出さない。

古田：いやいや。

村上：基本的にはある程度優先順位みたいなものを付けて，予算ということのからみで問題を考えなければ，それは空証文になるのではないかという話ですね。予算のことをシビアに言われた，滋賀県どうですか。

松本：今の優先順位の話なんですけれども，優先順位ってどういう優先順位ですか？

村上：何に対しての優先順位ですか。

古田：だから，お金を出す，あるいはボランティアがどれを最優先に何からやっていくかっていうか。つまりどの種を大事にするかっていうことです。

村上：選定された種があって，その選定された種の優先順位をつけるということですね。

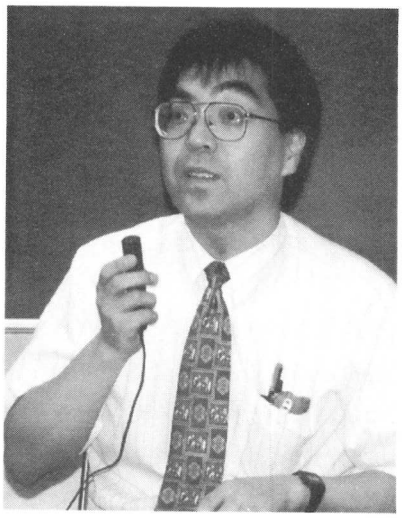
古田：はい。その流れでどうだったらどうかという議論をしたほうがいいのではないですか。

村上：ボランティアって言われたから，ボランティアってもともと無料奉仕なので，それに対しては，金は出ないものと思っておいた方がいいのではないですか？

古田：はい，お金の問題と人の問題とがありましてね，金は国が予算を付けますが，ボランティアの方は，それぞれ自主活動は良いのですが，やはりもう少しシステマティックに。例えばこういう種を我々の地域では大事にしようっていうことを，順位付けしても良いんじゃないでしょうか。そうすればレッドデータの位置付けがより具体的にできるのではなのではないでしょうか。

村上：種の順位付けということですか。

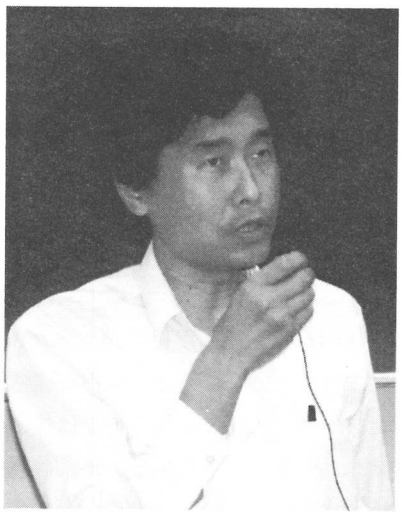
松本：そうですね。その各地域で大事な種っていうのがわかってくれば保護していくっていうか，例えば滋賀県でも，ハリヨって言うのがいますけれども，ハリヨを保護していくっていう様な形で，地域活動で，全体で取り組んでいくというような形でやられている例もありますので，そういうような形でやっていくことは，非常に良いことだと思っていますし，こういうようなレッドデータでどの種が重要かということを示し，その地域でそれが重要ならば保護していこうという取り組みをしていくことが，非常に重要だと思います。ただ，実際の現状と致しましては，滋賀県でいうと，ど



の種がどのくらいあって，どれくらい減ってどのような状況なのかがはっきりとわかっていないような状況にあると思います。その辺をはっきりさせていくことがまずは必要かと私は思います。

矢原：地方版のレッドデータブックの位置付けというのがひとつのポイントだと思うのですが，それに関して科学的な面と行政的な面と分けた方がいいと思います。科学的な面でコメントさせてもらいますと，近畿の鳥の話がありましたが，例えば奈良県，岡山県，三重県にある鳥がいるとしまして，お互いに個体群がしょっちゅう移住をしているという場合は，本来行政区画で評価するのではなく，ひと続きの個体群として評価をしなければいけない。しかし，レッドデータブックというのは，行政上で作られる面がありますので，三重県なら三重県で作る。こういう場合どうするかというのはこの２年間，国際的なワークショップで私が指摘したテーマのひとつで，基礎的な解決策としては，それぞれの国で評価をした上で，外から入って来る可能性のある場合は，ひとつランクダウンをするという提案が今度のアンマン会議で提案されるわけです。だから，福岡県である鳥がCR（絶滅危惧Ⅰ類）と評価されたとしても，それはしばしば対馬から飛んでくるというような場合には，EN（絶滅危惧Ⅱ類）とランクダウンする。こういうやり方が，国際的に提案されています。地方でレッドデータブックを作る場合のひとつの参考になるかなって思い，紹介させていただきました。

それから，レッドデータを作られた場合に，今のやり方を含め科学的な面での評価はどの地方でも同じ基準を作るべきだと思いますが，実際にはそれぞれの自治体なりでの運用がありますから，そういう行政的な面ではなかなかそうはいかないという面があると思うのです。だから滋賀県の方では，大切にするべき生き物，という考えがございましたけれども，植物のレッドデータブックに載る種の種数から考えてみても，沖縄や鹿児島は沢山ありますけれども，福岡は比較的少ない。少ないところは少ないで良いのかっていうと，もっと種数を増やして大事にしようという発想がある場合は非常に結構なことで，わたしは行政的な面を考えると，必ずしもカテゴリーは同じである必要はないと思っています。ですから，その場合重要なのは，お互いデータを付き合わせる。例えば福岡県のABCと，国のCR，EN，VUの対応付



けができるデータソースが整っていて，オープンにされているのが大事だと思います。

鳥の場合は，きちんとどういうデータに基づいて評価したのか示されましたので，先程足し算かけ算の問題を提起しましたが，計算し直せば国の植物レッドデータブックで使われたやり方でやり直すことができる。そういうデータソースがしっかりオープンにされていれば，当面各自治体なりでいろいろな取り組みがされてもいいと私は思います。

松本：少し行政的な面からの基準なのですが，先程少し言ったのですが，行政側として本当に欲しい基準は何なのかという話です。今の絶滅危惧種や絶滅危惧Ⅰ類とかⅡ類とか，そういうふうな基準が行政側として欲しいというよりも，行政としては実際に事業を行っていますし，アセスメントなどでいろいろな業者が事業を行います。そういう時に行政としてその生物が確認された場合に，今のデータブックに出ているものについては，大事なものというのはわかっていますので，出てきた種についてどうすればいいのか，その種の生息地は絶対的に保護して，そこの地域はあきらめるべき種なのか，それともその生息地をできるだけ保護する形でよいのか，移殖ができるような種なのか，できるだけ配慮をしてその種が減らないようにするべきなのか，そのような基準ですね。行政として，実際事業をするものとして，どういうふうにすればいいのか，これが一番行政として欲しい基準だと思うのです。今の絶滅危惧だとか何とかって言われましても，行政として，あぶなくなっているということはわかりますが，実際どう対応してよいのかがはっきりわからないので，本当は行政としてそういうものが欲しいと思います。これは庁内での上の方との議論の中で出てきた議論なのです。そうはいったものの，最終的に滋賀県として作ったものは，環境庁にあわせて滋賀県の独自基準を考えるというようなものになりましたが，それが行政としては欲しいものだということです。

村上：今出ている問題は２つあると思うんですね。基準に対して今までの基準というものは，ばらばらに理解されていると思うのですが，CITESでもそうで，ワシントン条約っていうのは，Biological criteria（生物学的基準）はもちろんあるのですが，それは絶滅の恐れという内容で，もうひとつ二番目に，商業取引がどのくらいなされているかという２つの基準があって，その２つを統合して決められます。Biological criteriaで絶滅の恐れがあるといった場合は商業取り引きは全面禁止になります。将来絶滅の恐れがあるが，さしあたっては大丈夫準だという時は，商業取り引きができるという形になります。やはりデッドデータブックの基準というのは，２つの側面というものがあるんじゃないかと思います。だから科学的な面といいますかBiological criteriaの問題と商業取り引きに相当する社会的基準みたいな問題と，分けた議論をしてそれと総合化する話が必要だと思います。そういう意味では図らずも科学的な面と行政面から，はっきりと保全対策を中心にして適用すべきということだけはでました。せっかく今ホットな議論がでてきましたので，それに対して研究者の方の中から，保全対策上はこういうことがあるという話をお互い議論をしてみませんか。ひとつの論点になると思います。

今の問題提起は今後の活用というところにとって重要だと思います。流れは活用の方にいっていますので，そちらの方の議論をしてみましょう。それについては梅原さんいかがですか。

梅原：滋賀県の人からこれが欲しいなど，非常に生々しい意見を聞きました。今まであまりこのような意見はでなかった。それで，気持ちはよくわかります。ただしレッドデータブックはあくまで



レッドデータブックで，それをどう活用するのかはまた別の問題だと思うのです。そこはきっちり分けとかないと，ひとつの本の中でこれは大事，これは潰していいと，２つのことを載せるというふうな話になりかねない。それはちょっと違ってくると思います。例えばアセスメントは今は合意を形成するためのツールであります。ある場所ではこれを残すという方に合意が形成されたかもしれないし，別の場所では，これはもういいという合意が形成される場合だって今はあるわけです。それはいわば，住民等がその場所で決めることです。それに対してある意味で一定の基準を最初からレッドデータブックみたいな中で載せてしまうのは，僕は具合が悪いと思います。それは別の所で議論するべきで，この場所でこれを保全できるかどうかという問題と，それが大事であるかというのは別の問題だ。というふうにした方がすっきりすると思います。

村上：実は僕もそういうようなことを言おうとしたのですが，正にそういうことです。情報は提供するが，それを判断するのは，地域住民であるべき問題であるという形にしないと，地域住民が何をしてるんだということになると思うのです。その辺の所，梅原さんが言われるとおりで，僕はそういうものの資料をできるだけ出すというのが，行政の仕事だと思います。それについて，研究者の中からそれはそうだ，あるいはやれやれという意見を出してください。

村田：京都の村田です。滋賀県の松本さんにお伺いしたいのですが，内容の問題ですが，県民参加の形で滋賀県はおやりになった。これは非常に見方によっては理想的で，こうありたいのですが，精度の問題になると，最後の江崎さんのお話で皆さんいろいろお感じになったと思いますけれども，



その一般県民の方々から上がってきた情報の整理というものを，具体的にどうようにおやりになったのか，もしさしつかえなければ教えていただきたいのですが。

松本：精度の問題ですが，おっしゃるように県民の方々の，情報の精度がどのくらいかっていうのが確かにあると思います。そのためには県民の方々に研修をさせて頂きまして，それからやっていくという形にしました。ひとつは県民が誰でもわかり易いような生物について情報を頂くということ。もう一点はその他の情報につきましては，頂いた情報を先生方に見ていただいて確認が必要なもの

については，確認をして頂くというような形で進めました。

村上：例えばコウモリがいますか？というアンケートを取ったのですが，その時は前提としてみんなが見ているのはアブラコウモリに違いない。したがってアブラコウモリの分布だと思っている訳です。それで前田先生はきちんと後で聞き込みをして，それがアブラコウモリだと確認された。ところがどうもそれはアブラコウモリではないなというのがあったので，その近辺に洞窟がないかどうかをチェックする。そういう意味ではこの情報をチェックしています。

それで僕は滋賀県からトウキョウトガリネズミが捕れたって聞いてとてもビックリしました。それはえらいことだと思いそれを送ってもらったらジネズミだった。属レベルで同定を間違っているんですね。それからトウキョウトガリネズミっていったらトガリネズミのグループにはいると思いますが，それが違うんです。その前の段階で間違っている。そういった情報が来る訳です。これはかなり危ないということははっきりしています。だからチェックはできる限りしているんですが，全部できたわけではありません。そうやって確認できたらいいのですが，標本がないと困る。これはたまたま標本が送られてきたからチェックできたんですが，標本なしに書かれますと，例えばこれはいったい誰が同定したか，そしてその人は本当にそういうことができる人かということで決めないとだめなわけですね。その辺は大きな問題で，江崎さんは，これに関して自分よりもプロの人がいるという形でいいましたけれども，その世界ごとに互いに分かっているわけです。僕なんかあの人の同定はだめだとか，そういう評価ができているわけです。そういうレベルの世界ですからお互い名前を知らなくても，情報の精度がはっきりしているんです。その辺がなかったら，今みたいなまさにとんでもない間違いが起こる。そもそもこういうやり方についての一番大きな問題だと僕は思っています。

滋賀県の場合はメダカ，ヌートリア，ハクビシンなどわかり易いものはアンケート情報でやれますが，ちょっと違うので，特に稀少なもののことはわからないのです。ミズラモグラ知っているかっていっても無理です。そんなことでは情報は集まらないとそう思っています。その辺の所は区別をして，県民参加には限界があり，環境庁のも一緒だと思っています。それはやはり情報の限界があることを知っていたらできます。そういう使い分けをした上での県民参加。このおかげで随分と興味持った人が増えました。確かにアンケートの結果が出てきまして，こんなに沢山のアンケートが集まるのかと，本当にビックリしました。その点では滋賀県のやり方はある意味では成功していると思います。しかし結構今みたいなこともあって，とんでもないことになるので，そういう情報であることを知っておく必要があると思います。

議論がちょっとずれましたので，戻りたいんですが，さきほど行政面からの議論で，保全対策みたいなものということで，梅原さんが回答され，みんな納得してしまったのですが，その辺はどうでしょうか。考え方として行政としては当然そういうふうなオーソライズされたカテゴリーがあるから，この種が出てきたらとにかく開発中止と，極端に言ったらそういうお墨付きをもらっておく。例えばそのへんでは，山岸さんに解説してもらったらいいのですが，猛禽類にはマニュアルができています。林野庁が作ったものと環境庁が作ったものがあります。このマニュアルのお陰で随分といろんなことが起こっている。これについては山岸先生どうでしょうか。それを含めてちょっとコメントいただけませんか？

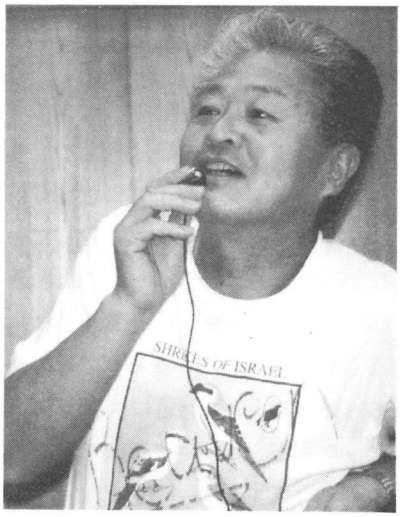
山岸：なに言うの？

村上：今の話に対して，どういうふうな意見か，保全対策についてお願いします。

山岸：ぼくは今の滋賀県の方がいわれたような，相談ばっかり受けています。マイクいただくまでもなく，基本的には梅原さんと全く同じ意見です。デッドデータブックの中に，そんなこと書いてある。でも残念ながら，基本的にレッドデータブックというのは，開発しちゃいけないというために使われているようなものであって，そのレッドデータブックにこれをやりゃあいいですというのを望むのは無理なのではないですか？たぶん梅原さんの言われたのもそうなのだと思うのですが。それから，さっきから話し合い，話し合いって言われているけれど，実は力関係であって，ある場所では同じケースであってもこっちが勝つこともあるし，またそっちが勝つこともあるだろうと思います。それはしんどいけれど，その場その場のケース・バイ・ケースだと思いますね。絶対それは本には書けないことだと思いますけれどもね。

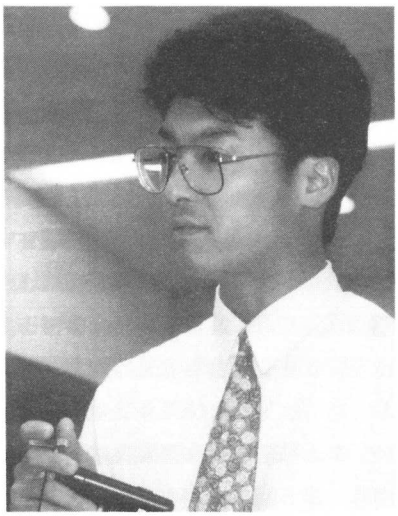
松本：先程から意見を頂いていますけれども，滋賀県が最終的に作ったものは，いま言われたようなものを作ったということです。先程私が申しました議論は，行政としてこれが欲しいという意見は，うちの場合，庁内の土木部の方も農林部の方も入ってもらって，うちの滋賀県版を作るにあたっての調整をしています。その時にこういうふうな意見が出てきて，こういうものが欲しいんだという意見が出てきたので，その面を紹介させていただいたということです。

山岸：いま言われたようなものは，別にマニュアルを作られる方がいいと思います。自然環境保護課かなんかと，いろんな部局も入ってマニュアルを作られたらどうですか。その時に参考にするのが，レッドデータブックです。



村上：実は最初の会議でですね。滋賀県の文章を読んでいますと，その目的に開発の云々に寄与することと書いてあるんです。ぼくは大反対しましたね。第一回目の総会でその内容は削除されたんです。その時から滋賀県としては“開発のツールとしてレッドデータブックを使う”という姿勢がありまして，ぼくらは“開発を阻止するためのツールとしてレッドデータブック”を位置付けていますから，全く逆ですね。それで，その目的についてもぼくらは対立しました。ただ行政としては，そっちの方のデータが欲しいというのは，ある意味ではわからないことはないと思います。この辺京都府関係ですので島さん，個人的な意見で結構ですからお願いします。

島：京都府の島です。京都府の場合は開発に対する指導のためというのもあるんですが，レッドデータブックについては，あくまで科学的な基準，科学的な観点からの資料として，それを行政的に上げることが目的ですから，先生方がこれは必要だと思われるものは必要だと考えさせていただいて，それを次の段階としてどういうふうに使っていくかというのがあるんですけれども，そういう線引きをかけるとか，それに対してもいろいろな方法



があると思うのですが，今回作っていますのは根本的な観点からのものということになります。

松本：ちょっと滋賀県の方で開発のツールという話があったのですが，全然そういうふうには思っていません。当然保護のためのツールという話で，先程私が申していたのが，庁内でせっかく作るんだから，そういう形での利用への方向にできないものかという話です。いまのレッドデータブックという議論とは少し違う部分ですけれども，利用に当たってはそんなことを考えていきたいということです。

石原：大阪府で自然保護を担当している石原といいます。沢山の先生方からのレッドデータブックを作るにあたってのご協力ありがとうございます。うちの場合は作った後どうするのかの議論が出てきまして，できることは何でもやっていこうということです。都市計画，アセス，土地利用への反映，そういうような事業計画に反映する，そういうこともしていきたいと思うのですけれども，どういうものが理想的な使い方だというものがないんですね。どんなことができるのか，そして利用にあたってはどうあるべきだというような，なにかそういうことで，ご示唆をいただけましたら，有り難いのですが。

松井：わたしも自分が関係したことから言わせてもらえれば，示唆というのは，次の改訂版に向けて基礎的な本格的な調査を，もう一度やったらどうですか？

会場全体：（大笑い）

――：例えば条例指定も議論があるようですけれども，そういうものにしましても特定の種だけの話であったり，なにかもう少し大きくそういうものを守っていく制度なのか仕組みなのか，環境庁がこういうのがモデルですよとかいうなものを，お示しいただければ，よくわかるのですが。個々のものがあっても全体としてどう自然保護に反映するのかとか，なにかそういうふうにいろんな保護の種が総体的に全部書き込んで，自然保護の課題を整理するとか。そういうような資料で反映した場合には，何ができるのかとか。そういうようなことも含めて何か統一したものがないと，次のステップになかなか移れないと思います。

村上：環境庁が少しはモデル的なものを示すようになるかということですね。

植田：途中ちょっとお話をして，難しいと申し上げたように，土地への貼りつけのお話ですね。これは本当に，やらんといかん課題と思っています。いつまでにできるかというとちょっと困ってしまいますが，いずれにしても全国的な面から見ますので，スケールが大きすぎます。例えば京都市でやってそれが地べたに張り付いたことになるのかというと，全国的にやろうとするとモデルとして実は違うかもしれないですけれども，それにしてもなんとかそういう地べたに張り付けたいという思いもあります。

山岸：ちょっと良いですか？植田さんにお聞きしたいのですが，資料の 15 ページの図っていうのは，すごく上手くできてるんですよね。実際にレッドデータブックの具体的な問題が，この下の四角

に，ぼくはこの一番右ではなく，真ん中の四角が一番大事だと思うのです。真ん中の四角にどのようにレッドデータブックは活きているのですか？それで，真ん中の四角って環境庁では今，どんなことをされているのですか。あの不勉強で申し訳ありません。

植田：真ん中の７地区ですね。具体的にいいますと，植物では例えばハナショウブを，それからキタダケソウ，それから魚ではミヤコタナゴ，アベサンショウオ，というふうになんじゃそりゃと言われるかもしれない。全体から見ると少しマイナーかもしれない種について保護区が７ヵ所あります。

山岸：どうやって決まったんですか？

植田：それは土地を制限する行為を新しくやろうというのは，こんなにも難しいのかというくらい難しくって，鳥獣保護区っていうのは，ああいう時代，その時代にできた大きさのものを今やろうとすると，こんなに難しいというか，とても難しいということがわかりました。というのはやはり地元と関係した人々とか，調整が上手くできるところしか，今のところ指定できない。

山岸：右の四角の19種（種の保存法で新たに指定された種）っていうのは，上から流れてきてどういうふうに決まったんですか。

植田：わりと歴史的な所で決まったようなアホウドリとか，トキとかありますし，そうではなく新しく渡瀬諸島であるとか各地の情報，そういう上からの情報が下に降りてきて，事業計画なりということで，反映されてきたものもあります。という意味では，今のところ真ん中のラインには反映されていなくて，まあかろうじて出てきた場合には中止にする方向で，かろうじて右側へすこしというくらいが実情というところです。

村上：保存増殖事業計画というのは安易にやられる。ところが地区指定とかは非常に難しいからそれでやられていないんです。例えば個体の捕獲とかは規制されているのですけれども，アクションプランとかにはそれは入るべきだと思うんです。だから，捕獲規制はかかっていますけれども，それは実際密漁規制をしたかという問題もあります。そういった所に問題があるのですが実際に何をするのかがアクションプランなんでしょうね。それがでてなくて，そういう中で計画できているのは何かというと，先程言われたように地域の張り付けるというのは，保護地区を指定するということだけです。まあ法的には保護地区の指定と保護増殖事業はおのおの同時で，本当はトータルしてその種についてはどうするかということを考えないといけないと思います。そのあたりができてないから問題です。

植田：基本的にはおっしゃるとおりだと思いますがその難しさはいろいろあると思います。それを実現させるには，いろいろと問題があるので，それはまだできていないというのも事実です。

村上：例えば，イリオモテヤマネコは100頭未満なのに交通事故で８頭が死んでいるとか，ネコエイズウイルスがはいりこんでいるとか，具体的にいろんなことが起こっているわけですよ。地元の人はすでにそれを知っていて保護もやろうとしているけれども，それに対するサポートは充分でないんです。その時どうするかということを第一そのアクションプランとして，総合的に考えるようなことをやっていかないと，個々で終わってしまいます。

植田：たまたま出していただいた例が一応やっている方の例だったので，それについてはやっているよと，なんか子どものケンカになってしまうのですが，一般的にはあまりやられていないのが現状だという分析は当然あります。保護区の面に関しては当然弱いですから，やっていないというのが現状だと思います。一部の，例えばヤマネコの

件とか，アホウドリの件とか，わりと地元にも事務所がありますし，一緒になって全体を考え，できるかできないかというモデルケースもあることは事実で，その中から絶対に乗り越えられていないというのがひとつあるのですが，それは人材とお金かもしれないです。

村上：実はイリオモテヤマネコについては，向こうのセンターというところに私行きました。よく知っているんですが，多少力入れてはおられますが，そういったものをもう少し全国でやっていかないと，あの程度ではちょっとぼくは不足しすぎてると思っています。例えば木津川でイタセンパラという天然記念物であり種の保存法指定の魚にマークを付けて調査していたらドザッと全部捕られてしまったとか，100個体あまりが捕られてしまって，どこかで売られていたとか，きれいに印が付いていて，これはえらいことですね。だからこういったことが大きな問題ですね。それはここの地域住民が，理解して全部で育てるということができたらいいんですけれど，そのところがうまくできてないのは大きな問題だと思います。だから地域住民を無視してできないので，そういうところをどう汲んでいくのかという環境庁なりの考え方をまとめ，積極的に環境庁の指導ができるだろうと思うのです。国でできること，地方でできること，あるいは地域住民とできること，学術経験者ができること，役割がそれぞれ違うと思うんですよね。こういったものについてはもう一つ役割分担と，その広さということを考えないとけないと思うのです。

松井：先程大阪府の方に失礼なことを申し上げましたが，あの続きなんですね。さっきの滋賀県がやったみたいなああいうシステムで，大阪で地図情報でどの区分にどんな種類が集中してきているのかをとにかくやるのと，それに基づいて次にかかるべきなのですが，それをどうしたらいいかということを環境庁にアドバイスを求めるのは，今のところ無理と思うのですよ。そこ整えるというのをやはり考えて行くのは必要だと思うのです。少なくとも近畿で同じようなことをやっている県の間での連絡とか，そういったことをやはりやるべきで，はじめに国にそうやっても環境庁では細かい個々の種で手がいっぱいなんですよね。むしろそういった横並びのところでもう少しやって欲しいという気がします。環境庁の中でもいろいろあるんですけれども，要するに縦割りになっていますから，例えば自然環境基礎調査のデータというのは，どこまできているかっていうあたりの所で，私はいろいろ疑問があるのですけれども，その状況はそういうふうに思います。

矢原：大阪府の方の話題提供は，私は非常に重要だと思うのですが，土地計画は開発と密接に結びついていますから，そこに地方版のレッドデータブック，あるいは全国版のレッドデータブックの情報をどう活かすか。これは生物系の人間ではなく，工学系の人間が専門としていた分野です。今後も生物系の人間がコミットしなければ，どうしても工学ベース，都市計画ベースで物事が進んでいきます。わたしはもっとこのへんの教育に生物のわかっている人がきちんと関与して，都市計画の基本的な考え方自体に生物を入れていく必要があるだろうと思う。すぐにどうするというのは難しいですが，たぶん現在でもいくつかの自治体で考えられている大まかな考え方はここはとにかく自然のまま残していく，ここはある程度開発していくけれども，かなり自然が残っているから配慮していこう，ここは充分に破壊されているから，どんどん使っていこうという考え方が主流だったのですが，最近ではもう少し復元しようという流れが出てきました。それから復元ということになるといい面がある一方，注意深くやらないとかえって自然破壊につながる面があって，その点につい

て現場では非常に戸惑っている。ですからそこで復元するならどの辺から持ってきたらいいのか，それから共存しながら開発という場合，どういう考え方をしていったらいいか，これは非常に大きく問われている問題ですが，今のところすぐにこうしなさいという答えは誰も言えないと思います。そうなると専門家が加わったいろんな検討を積み重ねていき環境調査をするのですけれども，これは恐らく環境庁だけではできないので，通産省など国レベルでこの方法を考えていくという大きな話と，非常に密接に絡んでくるので，大型開発に関してかえってやりにくいと思うのですが，もう少し保全の意見が充分通るようなモデルケースになるような積極的に環境庁がコミットしてもらって，その中で専門家も入って新しい考え方だけでなく，それを具体的にどう地域計画に活かしていったらいいのかという検討ができるような，そういう場を作る努力を省庁サイドにやってもらう必要があるかと思う。

江崎：今の話はレッドデータを作る際のデータがいるでしょう？それで，ランク付けができて，レッドデータができたらそれをどう活用するかという話にきているんですよ。今どう活用するかというときに，先程の大阪府さんの質問，あるいは滋賀県さんが言われていたような問題に答えるために，やはり地域の中で分布情報等が押さえられていないと，あるところこれはレッドデータの生物だから絶対いかんのかという議論はできないと思う。もちろん国レベルで，省庁レベルでやっていかれることも非常に重要だが，その一方でやはり地域レベルですね。先程隣り合った府県が連合して云々というお話がありましたが，やはり府県独自の取り組み，あるいは府県間で連携していかに情報を集めていくか。これはやはり一度に集めようと思っても集められませんので，そのシステム作りはぜひお考えいただくべきだと思います。それで滋賀県さんはそういったやり方をされているわけですが，それがベストかどうかということは考える必要があると思います。要はトップダウン方式で完全にやっていくと，上手くデータが集まるのか，あるいはお金の有効利用になるのかというようなことはやはり議論する必要があるのではないかと思います。

村上：今のは県内のシステムの収集に関しては，滋賀県はやっているけれども，近隣の諸県と連携してどうかというと，できてないわけですね。その辺の所については，近畿地方ではレッドデータブックがかなりできてきましたので，そうするとやはり近隣府県で情報交換してもう少しマクロな関西，近畿地方において保全対象種の扱いみたいなものを考えるレベルにきているのではと思います。そういったことで，そういう資料を徐々に増やしたら，統合化することも考えた方がいいだろいうと思います。それをいきなり環境庁にするのは，恐らく話として飛びすぎていて，まず地方自治体がまずやってその後各地方自治体の連携ということでやって，順番にやる事ではなかろうかと思っているんです。その辺は今後，取り組み時のひとつの問題だと思います。それでその時もちろんベースになるのは，科学情報の収集で，大阪府の場合は何か既存情報だけでやったので，調査自体が遅れていると聞いていますけれども，その辺がやはり京都の場合は調査費をもらいまして，わずかな金額ですが，それでもとにかく現存の資料を集めています。そういったことがある意味では良いのではなかろうかと思っていますし，継続性が必要だと思っています。継続は力なり。例えば数年後に良いものをつくるとか，そういう継承性があれば，だんだん良いものになっていくだろうと思うのですが，悪い点がでてくるのは，みんな悪貨が良貨を駆逐するように，悪い方にならばされるようになるとたまったものではない。それは

特定鳥獣保護管理計画というのも，これについても同じことが言えると思います。今まで環境庁が持った権限が，ほとんど地方行政に降りていますよね。それをどう扱うかは，各地方行政にまかせる。その時，その扱い方はものすごい差があります。この辺が実際良いものと，悪いものがあって，良いものにならってくるといい方にいくだろう。だからその時環境庁は，マニュアルを作ってマニュアルがどういうふうに使われているかを管理するだけではなく，やはり各府県の計画をチェックすることも積極的に考えて欲しいなと思います。もちろんこちらも考えるという方向がでてくるだろうと思います。最初に4時までといってましたが，すでにこの時計で20分になっています。この後総会をしないといけませんから，一応これで終りにしたいのですが何か意見ございますか？

山岸：ひとついいですか？さっき矢原さんが言われた行政の所長さんの協力というのは，すごく大事です。日本の場合縦割りになっているのだけれど，今募金について環境庁が音頭をとって通産省，建設省，農林省の4省庁の検討会っていうのもやっていますよね。ああいうのもやればできると思う。他のことでも，もう少し人間に近いところでも，同じようなことができると思うので，是非そういうことを企画されて，矢原さんがいわれたようなことをしていただきたいと思います。

村上：ぼくも大賛成です。この話は非常に重要で，通産省や文部省をまき込まないで，環境庁だけでやるというのでは建設省がうごいてくれない。それもいかに巻き込むかという話は今後の大きな課題だと思います。その辺はだんだんその方向に向くと思いますけれども，よろしくお願いします。

矢原：省庁間の方だけ言いましたけれども，ここに集まっている方々，関西というエリアの中で，いろいろな生物について調査に携わっている人もいますので，その方々にコメントしたいのですが，レッドデータブックを作るときに，やはり専門部会といって，それぞれの専門ごとに開きますよね。それで今後はそうやって上がってきたデータを生物相全体としてどうまとめていくかということがすごく大事だと思います。実際の保全の現場でも植物の人間がいくと，河原を歩く時にカヤネズミの巣を蹴散らして歩くし，サンショウウオの調査にいくと植物踏みつけて歩くというようなことになっている訳ですけれども，そういう植物も動物も含めた絶滅危惧生物がある程度集中しているエリアで，保全を考える時にどうしなくてはいけないのか，ということはもっとそれぞれ分類群の違う専門家が集まって，地域レベルで考えていく必要がある課題かと思います。そういう点では先ほど大阪府がおっしゃったような，大いにそういうことがやっていけるところではないかという感想を持ちました。

村上：アメリカでは種の保存法はダメだということの評価が，だいたい97年以降の本では，全部ダメだと書いてありますね。それではもう種が守れない。したがって生態系の方が重要で種の生息場所の確保という点では，生態系の方がメインのテーマだという話に変わりつつあるので，日本も恐らくそういう方向に行くと思います。その前に，せっかく決めた種の間での，どういう関係にあるかという，さっき言った種の生息場所，代表する場所がどんなものであるかというのを考えていくことが必要だと思いますので，その辺を大事にしていくことが今後のひとつの生かす道だろうと私は思っています。

すみませんがもう時間が過ぎましたので，終わらせていただきます。それから来年度調査の後，恐らくまとまった段階で，京都府のレッドデータブックについてのシンポジウムをやりたいなと思っています。それはぼくらも調査していますので，何人か多数になると思いますが，その時に前の話

とえらい違うじゃないかという話になるかも知れませんが，よろしくお願いします。本日は遅くまで熱心な討議をありがとうございました。